

週報

二十四月日號

第二十七號

昭和十五年十月一日

發行

（每週一、四、水曜日發行）



五錢

三國條約の強化
年末年始の鐵道輸送對策
船員關係の總動員令

日支基本關係條約締結

週報

二十四月日號

第二一七號 昭和十五年十一月十四日發 第一日發 認物行 (每週一回水曜日發行)

五錢

三國條約の強化
年末年始の鐵道輸送對策
船員關係の總動員令

日支基本關係條約締結



露光量違いにより重複撮影

目次 (第二一七頁)

日華基本條約の締結

附屬條約
附屬協定書ニ關スル手續事項 三
日華共同宣言 六
帝國政府聲明 七
汪國民政府主席談話 八
張瀟洲國務總理談話 九
條約締結までの経緯 一〇
條約と共同宣言の説明 一一
年末年始の鐵道輸送対策 一六
船員政策の強化 一七
百二十億貯蓄達成運動 二〇
支那事變の現況 二一
規格を統一される貨物と紙 二二
三國同盟の發展 二四
外務省情報部 二五

十一月二十三日(主)

▽大日本産業報國會創立

ルーマニア、三國同盟に参加

十一月二十四日(主)

▽元老西園寺公望公露去

ロヴァキア、三國同盟参加

十一月二十五日(主)

▽元老西園寺公望

公に國辭の勅書賜

ふ

▽東亞經濟懇

談會帝國ホテルに開催三十日

十一月二十六日(主)

▽阿部特派全權大使南京に歸任

十一月二十七日(主)

▽濱海總督更迭、小林躰造氏に代つて長谷川清大將親任

▽野村吉三郎大將駐米大使に親任

十一月二十八日(主)

▽汪國民政府代理首席、蔣介石に對し即時停戰を勸告する電報を發す

十一月二十八日(主)

▽政府と統帥部との提携を密ならしめるため、政府側と參謀次長、軍令部長との間に連絡懇談をなす

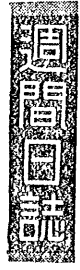
十一月二十九日(主)

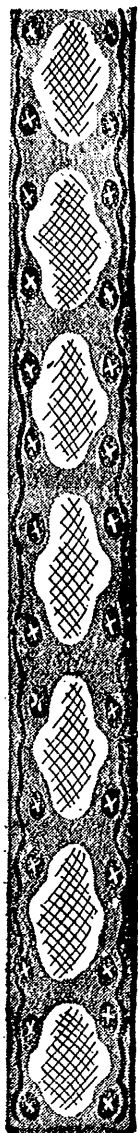
▽天皇陛下、帝國議會開設五十年記念式典に臨御あらせらる

▽日、佛印通商交渉東京へ移されることになつた日外務省發表

十一月三十日(主)

▽日華基本條約締結さる





日華基本條約の締結と

日滿華共同宣言

日華基本條約並びに日滿華共同宣言に關する帝國政府公表 昭一五二二・三〇

本十一月三十日南京に於て日華兩國全權は兩國間基本關係に關する條約、同附屬議定書並びに附屬議定書に關する兩國全權委員間了解事項に關し、次いで日滿華三國全權は日滿華共同宣言に調印を了せり。

以上を以て帝國政府は汪精衛氏を首班とする中華民國國民政府を正式に承認し中華民國國民政府は滿洲國を承認し滿洲國政府は中華民國國民政府を承認せる次第なり。關係文書の内容は左記の通りなり。

日本國中華民國間基本關係ニ關スル條約

大日本帝國政府及
中華民國國民政府ハ

兩國相互ニ其ノ本然ノ特質ヲ尊重シ東亞ニ於テ道義ニ基ク新秩序ヲ建設スルノ共同ノ理想ノ下ニ善隣トシテ緊密ニ相提携シ以テ東亞ニ於ケル恒久的平和ヲ確立シ之ヲ核心トシテ世界全般ノ平和ニ貢獻センコトヲ希望シ

之ヲ爲メ兩國間ノ關係ヲ律スル基本的原則ヲ訂立セント欲シ左ノ通協定セリ

第一條

兩國政府ハ兩國間ニ永久ニ善隣友好ノ關係ヲ維持スル爲メ相互ニ其ノ主權及領土ヲ尊重シツツ政治、經濟、文化等各般ニ互リ互助敦睦ノ手段ヲ講ズベシ

兩國政府ハ政治、外交、教育、宣傳、交易等諸般ニ互リ

相互ニ兩國間ノ好誼ヲ破壞スルガ如キ措置及原因ヲ撤廢シ且將來ニ互リ之ヲ禁絶スルコトヲ約ス

第二條

兩國政府ハ文化ノ融合、創造及發展ニ付緊密ニ協力スベシ

第三條

兩國政府ハ兩國ノ安寧及福祉ヲ危殆ナラシムル一切ノ共產主義的破壞工作ニ對シ共同シテ防衛ニ當ルコトヲ約ス兩國政府ハ前項ノ目的ヲ達成スル爲メ各其ノ領域内ニ於ケル共產分子及組織ヲ排除スルト共ニ防共ニ關スル情報、宣傳等ニ付緊密ニ協力スベシ

第四條

兩國政府ハ中華民國ニ派遣セラレタル日本國軍隊ガ別ニ定ムル所ニ依リ撤去ヲ完了スルニ至ル迄共通ノ治安維持ニ付緊密ニ協力スルコトヲ約ス
共通ノ治安維持ヲ必要トスル間ニ於ケル日本國軍隊ノ駐屯地域共ノ他ニ關シテハ兩國間ニ別ニ協議決定セララル所ニ據ル

第五條

中華民國政府ハ日本國ガ從前ノ慣例ニ基キ又ハ兩國共通ノ利益ヲ確保スル爲所要期間中兩國間ニ別ニ協議決定セラルル所ニ從ヒ共ノ艦船部隊ヲ中華民國領域内ニ於ケル特定地域ニ駐留セシメ得ルコトヲ承認スベシ

第六條

兩國政府ハ長短相補ヒ有無相通ズルノ趣旨ニ基キ且平等五惠ノ原則ニ依リ兩國間ノ緊密ナル經濟提携ヲ行フベシ
中華民國政府ハ華北及蒙疆ニ於ケル特定資源就中國防上必要ナル埋藏資源ニ關シ兩國緊密ニ協力シテ之ヲ開發スルコトヲ約諾ス中華民國政府ハ其ノ他ノ地域ニ於ケル

防上必要ナル特定資源ノ開發ニ關シ日本國及日本國臣民

ニ對シ必要ナル便宜ヲ提供スベシ
前項ノ資源ノ利用ニ關シテハ中華民國ノ需要ヲ考慮シ中華民國政府ハ日本國及日本國臣民ニ對シ積極的ニ充分ナル便宜ヲ提供スルモノトス

兩國政府ハ一般通商ヲ振興シ及兩國間ノ物資需給ヲ便宜且合理的ナラシムル爲必要ナル措置ヲ講ズベシ兩國政府ハ揚子江下流地域ニ於ケル通商交易ノ増進並ニ日本國ト華北及蒙疆トノ間ニ於ケル物資需給ノ合理化ニ付テハ特ニ緊密ニ協力スベシ

日本國政府ハ中華民國ニ於ケル産業、金融、交通、通信等ノ復興發達ニ付兩國間ノ協議ニ依リ中華民國ニ對シ必要ナル援助乃至協力ヲ爲スベシ

第七條

本條約ニ基キ日華新關係ノ發展ニ照應シ日本國政府ハ中華民國ニ於テ日本國ノ有スル治外法權ヲ撤廢シ及其ノ租界ヲ還付スベク中華民國政府ハ自國領域ヲ日本國臣民ノ居住營業ノ爲開放スベシ

第八條

兩國政府ハ本條約ノ目的ヲ達成スル爲必要ナル具體的事項ニ關シ更ニ約定ヲ締結スルモノトス

第九條

本條約ハ署名ノ日ヨリ實施セララルベシ
右證據トシテ下名ハ各本國政府ヨリ正當ノ委任ヲ受ケ本條約ニ署名調印セリ
昭和十五年十一月三十日即チ中華民國二十九年十一月三十日南京ニ於テ日本文及漢文ヲ以テ本書各二通ヲ作成ス

附屬議定書

本日日本國中華民國間基本關係ニ關スル條約ニ署名スルニ當リ兩國全權委員ハ左ノ通協定セリ

第一條

中華民國政府ハ日本國ガ中華民國領域内ニ於テ現ニ遂行シツツアル戰爭行爲ヲ繼續スル期間中右戰爭行爲遂行

伴フ特殊事態ノ存在スルコト及日本國ガ右戰爭行爲ノ目的達成上必要ナル措置ヲ執ルコトヲ諒解シ之ニ應ジ必要ナル措置ヲ講ズルモノトス

前項ノ特殊事態ハ戰爭行爲繼續中ト雖モ戰爭行爲ノ目的達成上支障ナキ限り情勢ノ推移ニ應ジ條約及附屬文書ノ趣旨ニ準據シテ調整セララルベキモノトス

第二條

從前中華民國臨時政府、中華民國維新政府等ノ辨シタル事項ハ中華民國政府ニ依リ繼承セラレ差當リ現狀ヲ維持セラレタルモノナルニ依リ右事項ノ中調整ヲ要スルモノニシテ未ダ調整セラレザルモノハ事態之ヲ許スニ伴ヒ兩國間ノ協議ニ依リ條約及附屬文書ノ趣旨ニ準據シテ速ニ調整セララルベキモノトス

第三條

兩國間ノ全般的平和克復シ戰爭狀態終了シタルトキハ日本國軍隊ハ本日署名セラレタル日本國中華民國間基本關係ニ關スル條約及兩國間ノ現行約定ニ基キ駐屯スルモノヲ除キ撤去ヲ開始シ治安確立ト共ニ二年以内ニ之ヲ完了

スベク中華民國政府ハ本期間ニ於テ治安ノ確立ヲ保障スルモノトス

第四條

中華民國政府ハ事變發生以來中華民國ニ於テ事變ニ因リ日本國民ノ蒙リタル權利利益ノ損害ヲ補償スベシ
日本國政府ハ事變ノ爲生ジタル中華民國難民ノ救濟ニ付中華民國政府ニ協力スベシ

第五條

本議定書ハ條約ト同時ニ實施セラルベシ

右證據トシテ兩國全權委員ハ本議定書ニ署名調印セ

リ

昭和十五年十一月三十日即チ中華民國二十九年十一月

月三十日南京ニ於テ日本文及漢文ヲ以テ本書各二通

ヲ作成ス

附屬議定書ニ關スル日華兩國全權委員間

了解事項

本日日本國中華民國間基本關係ニ關スル條約ニ署名スルニ當リ右條約附屬議定書第一條及第二條ノ規定ニ關聯シ兩國全權委員間ニ左ノ了解成立セリ

第一 中華民國ニ於ケル各種徵稅機關ニシテ目下軍事

上ノ必要ニ依リ特異ナル狀態ニ在ルモノニ付テハ中華民國ノ財政獨立尊重ノ趣旨ニ基キ速ニ之ヲ調整ラ

計ルモノトス

第二 目下日本國軍ニ於テ管理中ノ公營、私營ノ工場、礦山及商店ハ敵性ヲ有スルモノ及軍事上ノ必要

等已ムヲ得ザル特殊ノ事情ニ在ルモノヲ除キ合理的

方法ニ依リ速ニ之ヲ中華民國側ニ移管スル爲必要ナル

ル措置ヲ講ズルモノトス

第三 日華合辦事業ニシテ固有資産ノ評價、出資比率

其ノ他ニ付修正ヲ要スルモノアルニ於テハ兩國間ニ

別ニ協議決定セラルル所ニ從ヒ之ヲ是正ノ措置ヲ講

ズルモノトス

第四 中華民國政府ハ對外貿易ニ關シ統制ヲ必要トス

ル場合ハ自主的ニ之ヲ行フモノトス但シ條約第六條

ニ揭ゲラレタル日華經濟提携ノ原則ト抵觸スルコトヲ得ズ又事變繼續中ニ於テハ右統制ニ付日本國側ト協議スベキモノトス

第五 中華民國ニ於ケル交通、通信ニ關スル事項ニシ

テ調整ヲ要スルモノニ付テハ兩國間ニ別ニ協議決定

セラルル所ニ從ヒ事變之ヲ許ス限リ速ニ之ヲ調整ラ計ルモノトス

昭和十五年十一月三十日即チ中華民國二十九年十一月三十

日南京ニ於テ日本文及漢文ヲ以テ本書各二通ヲ作成

ス

日滿華共同宣言

大日本帝國政府

滿洲帝國政府及

中華民國國民政府ハ

三國相互ニ共ノ本然ノ特質ヲ尊重シ東亞ニ於テ道義ニ基

ク新秩序ヲ建設スルノ共同ノ理想ノ下ニ善隣トシテ緊密

ニ相提携シ以テ東亞ニ於ケル恒久的ノ平和ノ樞軸ヲ形成シ

之ヲ核心トシテ世界全般ノ平和ニ貢獻センコトヲ希望シ

左ノ通宣言ス

一 日本國、滿洲國及中華民國ハ相互ニ共ノ主權及領

土ヲ尊重ス

二 日本國、滿洲國及中華民國ハ互惠ヲ基調トスル三

國間ノ一般提携就中華隣友好、共同防共、經濟提携

ノ實ヲ舉グベク之ヲ爲各般ニ互リ必要ナル一切ノ手

段ヲ講ズ

三 日本國、滿洲國及中華民國ハ本宣言ノ趣旨ニ基キ

速ニ約定ヲ締結ス

昭和十五年十一月三十日即チ康德七年十一月三十日、中

華民國二十九年十一月三十日南京ニ於テ

帝國政府聲明

帝國ハ舊ニ更生新支那トノ關係ヲ調整スベキ根本方針ヲ中外ニ闡明シ支那ニ對シ東亞新秩序建設ノ任務ヲ分擔センコトヲ提唱セリ。爾來年ヲ閱スルコト二年、此間我が提唱ニ共鳴セル人士ニヨリ樹立セラレタル新政府ハ、皇軍武威ノ宣揚ニ伴ヒ着々其ノ歩ヲ固メ來リ、今茲ニ日、滿、支三國間ノ關係ヲ律スベキ締盟ノ成立ヲ見ルニ至レリ。

抑モ本條約ノ意義タルヤ世界ヲ舉ゲテ新舊秩序相交流スル一大混亂期ニ方リ、眞ニ人類相愛ノ大道ニ立脚シ天與ノ分ヲ守リ有無相通、共存共榮ノ世界新秩序建設ノ先驅タルヲ明カニスルモノニシテ東亞民族ノ欽懷之ニ過グルモノナカラン。

然リト雖モ締盟ノ成立ハ事ノ初動ニ屬ス。其實效ヲ收ムルハ今後ニ在リ。加之支那ニハ今尙ホ民族協和ノ大道ヲ覺ラズ救國ノ大事ヲ抗戰ノ途ニ求メ民ヲ驅リテ新秩序建設ノ前途ヲ擁塞スルノ走狗タラシムル勢力ノ殘存スルアリ。他方世界混亂ノ結果ニ因リ列國ノ功利的策動亦熾烈ヲ加ヘ、爲ニ抗戰勢力ヲシテ益益其迷蒙ヲ深カラシメツツアリ。東亞新秩序建設ノ前途尙ホ事滋キヲ覺悟セザルベカラズ。之ニ處スル各般ノ對策、準備ハ一ニ我國民ノ聰明ト努力トニ存ス。由來光榮ノ存スル處責務之ニ伴フ。帝國ハ其責務ノ愈々重大ナルニ省ミ萬難ヲ排シテ東亞新秩序建設ノ大業ニ邁進セザルベカラズ。

汪國民政府主席談

今回日華國交調整基本條約が締結され、日華關係はこれによつて一新紀元を劃し、日華兩大民族に一筋の光明ある道を拓き、相提携するに至つた。日華兩國が友となるは自然で、敵となるは不自然である。孫國父がいつた如く、日華兩國は如何なる方面から考へても提携協力して行くべきである。從來提携協力出来なかつたのは兩者共に過失があり、三年有餘痛心すべき現象を造り上げたがためである。

私は一人々々の殉難の人民戦士が、その當に死なんとする時、どんな心境をもつてゐたらうかと考へる。彼等はきつと中國が亡び、日華兩國が共に傷つき、共に墜れることを見たくはなかつたであらう。彼等はきつと日華兩國が和平を回復し共存共榮の日の來ることを望んだであらう。重慶方面の被壓迫民衆にしても、心の中の眞の叫びはこれである。たゞ口に言はないだけである。抗戰を主張する人達でも、どうして日華兩國が和平を回復

し、共存共榮の日の來るのを望まないものがあらう。ただ彼等がかやうな日が來ないと思ひ、或ひは時期尙早だと思つてゐるだけである。

しかし今や、日華兩國が和平を回復し共存共榮すべき日が到來した。條約によれば日華兩國相互にその主權及び領土を尊重し、兩國間の友誼を破壊する如き措置並びに原因を撤廢するとある。

かうした規定がある以上、日華兩國は今後再び以上のやうな争ひに立ち至らないのである。これは單なる宣言ではなく、將來兩國間の一切の行動と事實がこれを證明するであらう。

今や兩國の國交方針は、共存共榮共亡共辱に一致した。兩國の軍事、經濟、文化等の提携協力も亦全く可能であるのみならず、兩國の提携は兩國にとり極めて必要となるに至つた。蓋し現在世界各國は交通が發達したため、相互間の距離は著るしく短縮され、その關係日に緊密の度を加へ、いづれも自然と集團的行動が要求され、從來「光榮ある孤立」を標榜してゐた國家も、この時代に

於てはその傳統政策を放棄し、環境に適應せざるを得なくなつた。されば日華兩國が樞軸を結成し、兩國の福利を増進し、東亞の和平を保障するのは當然の事である。

重慶方面が抗戦を主張し和平を妨害しなかつたならば、今次の條約はもつと迅速に完成したであらう。和平を妨害し日本と國民政府の和平を妨げたため、日本は國民政府と和平條約の締結を交渉してゐる時でも、重慶側に對して依然として戰爭を繼續せざるを得なかつた。此處に於て戰爭繼續中日本がやむを得ずと認める行爲は、その存在を繼續しなければならぬ。これは國民政府に於て、もとより苦痛とする所であるとともに、日本に於ても決して本願とするものではない。これは全く重慶方面が受けるべき罪である。

全國同胞よ、日本は停戦後二年以内に於て撤兵を完了すべき事を諾した。且つ依然、歐洲各國の戰勝國がその戰敗國に加へたやうな束縛を中華民國に加へず、即ち賠償を完済したる後撤兵するやうな、又賠償遅延のため更に出兵するやうなことはないのである。

余は先日重ねて重慶方面に最後の忠告を行つた。何となれば、彼等が實際上更に戰爭を長びかす理由はないからである。もし依然として執拗に戰爭を延引せしめ、國家の原動力と人民生活力を消耗し盡すならば、中國は將來永久に復興する望みを失ふからである。

これを要するに、我等の時局を收拾するには大局より遠望しなければならぬ。今次の日華條約の調印は一時の便利のために非ず、また一時の便宜のためにも非ず、日華兩國永久の親睦と東亞永遠の平和のためになせるものに外ならない。

東北四省の滿洲は、本來中國領土の一部分であるが、九一八事變以來今日まで既に十年を経た。この十年間の時日の推移は、これ世人の共に見る所である。二十七年四月中國々民黨が武漢に於て臨時全國代表大會を開き發表した宣言中、この問題に關しては、かねて明確なる表明をなした。二十八年八月上海に於て第六次全國大會を開いた際の宣言中に、更にその改訂を加へた。今年三月國民政府南京遷都以來は、この方針に基づいて進みつ

つあるのである。故に今次の日華條約調印と同時に日華三國共同宣言を發表したものであつて、われらは既往に於て同胞たると共に、現在に於てまた同胞たると同時に、將來またこれと同様であつて、肩を並べて相携へ協同して、各國が人民の幸福と東亞永久の平和保障に向つて努力しなければならぬ。

愚ふに大亞細主義は國父孫先生の提唱せしところである。最近は更に發展して、東亞聯盟の運動となり、東亞各民族國家の政治獨立、軍事同盟、經濟合作、文化交流の四基本原則の下に聯盟を結成し、以て東亞の永久的平和に貢獻すると同時に、世界の永久的平和に貢獻せんとするに至つた。かゝる共同目標を有し、共同して前進せば、東亞各民族國家の關係はますます親睦を加へ、ますます相互親愛を加へ得るものである。全國同胞は同心戮力、この時代の重大責任を負擔し、この時代の重大使命を完成せんことを望む。

張滿洲國國務總理談

我が滿洲國の建國は、道義を世界に恢弘し、萬邦と共に人類福祉、康寧を致さんとするにあり、爾來九年有餘既にして其の本義を顯揚し爲めに列強の國交を求むるもの逐年其の數を加ふるに至れり。然れども中華民國舊政府は不幸にして宇内の情勢に目覺めず、剩さへ東亞を攪亂に導くの懼れあるに至れり。よつて我が盟邦日本は遂に臂膀の師を起しこれを邊疆に制壓し帝國亦盟邦に萬福の協力をなしたり。幸ひ汪精衛氏等覺悟の士新に政府を組織し新東亞建設の爲めに日本と合作するのみならず、更に進んで我が帝國成立の意義に共感し其の獨立を尊重し對等提携を計るに至れり。本旨南京に於て日華三國間にその調印を見たる共同宣言は、日本國の中華民國新政府承認滿洲國及び中華民國相互承認の下に、三國の提携協力の基本原則を嚴肅に聲明せるものにして、これ實に東亞聯盟結成の基礎たるべきものなり。帝國政府は茲に新たなる三國關係に發足し、ますます其の建國の本義を發揚し、東亞の安定保全、恒久平和の爲めに盡せんことを望む。

日華基本條約締結までの経緯

日華間基本條約及び日滿華共同宣言に関する
外務省情報部長談 昭一五・二三〇

本日南京に於て午前十時阿部大使と汪行政院長（汪氏）は二十九日國民政府主席に就任したるも、條約締結に関する交渉及び調印は行政院長の資格に於て爲したる次第なりとの間に日華間の基本關係に關する條約及び附屬諸取極が調印せられ、これにより日本は新國民政府を中國に於ける正當政府として正式に承認した譯であるが、引續き午後零時阿部大使、臧式毅全權及び行政院長との間に日滿華共同宣言の調印を見るに至り、滿洲國は汪精衛氏を首班とする國民政府を承認し、國民政府は滿洲國を承認し、茲に三國相提携して東亞新秩序建設に邁進すべき基礎の確立

を見たことは、慶賀に堪へない所である。
今次事變發生以來皇軍の進出に伴ひ、中國各地に治安維持會の發生を見、それ等は漸次臨時、維新の兩政府に吸引結集せられ、新中國建設の機運は漸次成熟しつつあるが、果然汪精衛氏を領導者とする和平救國運動の擡頭を見るに至つた。

本運動は日本と提携して新東亞を建設するを目的とし、是がため共產主義、抗日運動を排除し、日華提携の更生國民黨政權を樹立することとなり、昭和十三年十二月遂に汪氏の重慶脱出となつて、世界の表面に現はれ出た

のである（十二月十八日）。次いで東亞新秩序建設に關する近衛内閣總理大臣の談話（十二月二十二日）に對應せる汪氏の和平反共宣言（十二月三十日）となり、その後汪氏は河内より上海に到着（昭和十四年五月八日）同地に和平運動の根據を置くこととなつたが、續いて同年五月三十一日東京を訪れ、當時平沼總理及び近衛前總理とも會見の上、和平運動に對する日本側の決意を知り、いよいよ本格的運動に乗出すこととなり、八月二十八日中國國民黨第六次全國代表大會（六全大會）を上海に招集し、日華關係を根本的に調整し國交を恢復すること、及び國民黨の機構を改正して汪氏を黨中央執行委員會主席とすることを可決し、歪曲せられたる三民主義に對して純正解釋を下したのである。こゝに於て和平救國運動は一轉して和平建國運動となり、純正國民黨は從來の以黨治國の主張を拋棄し、各黨各派無黨無派の人士と協力して、新中央政府樹立の工作に乗出したのである。

新中央政府樹立の工作は總て、九月十九日より三日間南京に於ける汪精衛、王克敏、梁鴻志三氏間のいはゆる三巨頭會談となり、昭和十五年に入るや一月二十三日の青島會談（汪精衛、王克敏、梁鴻志三氏）二月十二日汪氏と各黨各派、社會上重望ある人士との會談を以て、中央政府樹立大綱、政綱等に關する意見の一致を見、遂に三月二十日新中央政府樹立の根本を定むべき中央政治會議の開催となつたのである。

同會議には國民黨十名、臨時政府、維新政府各五名、蒙古聯合自治政府、國家社會黨、中國青年黨各二名その他社會上重望ある者四名、合計三十名の議員出席し、日華關係調整案、中央政府樹立大綱案、國民政府政綱、中央政治委員會組織條例等の十二重要案件可決せられ、二十五日閉會、同三十日南京に於て國民政府還都典禮舉行せられ、主席代理汪精衛氏還都宣言を發し、茲に國民政府は東亞新秩序建設の分擔者として、歴史的な第一歩を踏

み出すこととなつたのである。

他方中央政府樹立工作と併行して、日華國交調整の交渉はこれと不可分に遂行せられ來つたが、昭和十四年八月末の國民黨六次大會以後は、韓隣友好、共同防共、經濟提携の三大原則を基調として、いよく急調に展開せられ、十二月三十日上海に於て、兩國工作者間に國交調整に關する基本觀念の一致を見たのである。

而して昭和十五年三月三十日、新中央政府成立を見るや、帝國政府は四月一日阿部信行氏を特命全權大使に任命、二十三日南京着任後、日華國交修復に關する準備は着々辦理せられ、七月五日阿部大使、汪主席代理以下出席の下に第一回正式會議開かれ、汪氏より會議に對する中國側の期待を表明し、これに對し、阿部大使より交渉に對する我が方の見解を披瀝した。爾後時を閲すること約二箇月、八月二十八日までの間に正式會議を開くこと十五回、彼我雙方の互譲と言はんより、寧ろ東亞新秩序

建設への熱情は、能く錯雜せる論點を超越し、八月二十

八日の第十五回正式會議を以て條約案文は一應の決定を見、同三十一日兩國委員の間にイニシアルが行はれた。次いでイニシアルを経たる案文につき、兩國各國內的検討を重ねたる結果、局部的にその修正の必要を認め、九月下旬折衝の上右修正に關する意見の妥結を見、十月一日兩國委員間にイニシアルが行はれたのである。

他方帝國に對し常に全面的支持を吝まなかつた滿洲國とも、日滿華共同宣言案につき折衝が行はれてつたが、十一月下旬南京に於て滿洲國委員外務局長官章煥章氏を迎へ、十一月八日右三國委員會のイニシアルが行はれるに至つた。これよりさき阿部大使は十月二十七日歸朝、同月二十九日近衛總理大臣と會見して、一切の復命を了し條約案は十一月十三日の御前會議を経て樞密院の御諮詢に付せられ、十一月二十七日同院の本會議に於て可決せられ、本日茲に調印を了した次第である。

條約と共同宣言の説明

十一月三十日、南京に於て帝國全權阿部大使と國民政府汪行政院長との間に日華間基本條約が調印された。これによつて日本政府は汪精衛を主班とする國民政府を中華民國の唯一の政府として承認し、今後兩國政府は手を携へて東亞新秩序の建設に邁進することになつたのである。

この歴史的條約の基底をなす根本理念は、條約前文に明らかにされてゐる。即ち、兩國は東亞に於て道義に基づく新秩序の建設といふ共同理念に向つて、善隣としての緊密なる提携を約し、且つ東亞に於ける恒久的平和の確立に努力すべきことを誓つてゐるのである。

條文は九條あるが、第一條、第二條、第三條、第六條

が特に注意を要するものである。第一條では、兩國は善隣友好の關係を維持するために、互ひに主權及び領土を尊重し、政治、經濟、文化の各般に互つて互助の手段を講ずると共に、一方兩國間の好誼を破壊するやうな行爲の禁絶を誓つてゐる。第二條では特に文化の融合と發展を規定し、第三條では一切の共產主義的破壊工作に對する共同防衛及びこれに伴ふ日本軍の駐兵のことを規定してゐる。第六條は經濟提携の條項であつて、全般的には平等互惠の原則に基づく兩國間の緊密なる經濟提携を規定し、特に華北、蒙疆に於ける特定資源、なかんづく國防上必要な埋藏資源開發に關する協定を規定し、且つ中華民國は、これら資源の利用に關して、日本及び日本國臣

民に對して積極的に便宜を供與することを約してゐるのである。また揚子江下流地域は、我が國とは通商上最も緊密な關係にあるので、この方面に於ける通商交易の増進と、日本と北支・蒙疆方面との間に於ける物資需要の合理化について規定してをり、これに對して日本は、産業、金融、交通、通信等の復興發達について、全面的の協力を約束してゐるのである。

言葉をかへていへば、主權尊重、善隣友好、共同防共、經濟提携の四原則が、以上の條項に明定されてゐるわけである。

第四條、第五條は、いはゞ過渡的規定ともいふべきものであつて、日本軍隊の撤兵、艦船部隊の駐屯等を規定してゐる。

第七條に於ては、これらの新しい兩國間の發展に即應して、舊習を打破する意味を以て、速からず日本政府は、治外法權の撤廢と租界の還付を實行し、支那國民の要望に副ふと共に、國民政府はその内地を日本國臣民

のために解放して、いよゞ提携の實をあくべきことを約束したものである。

附屬議定書

以上が條約の主要な點であるが、附屬議定書は五ヶ條からなつてゐる。

その第一條は、國民政府は戰爭行為の繼續する期間中は、これに伴ふ特別の事態の存在することを認め、また日本に對して必要な協力上の措置をとることを約束してゐる。また日本側では、戰爭繼續中といへども特別の事情がない限りは、今回結ばれた條約の主旨に應じて、その特殊情勢の調整を約束してゐるのである。

第二條には、新國民政府は從來の臨時政府並びに維新政府の處辨した事項を承認し、たゞその中の調整を要する事項については、今回の條約の主旨に従つて兩國間の協議によつて速かに調整することを規定してゐる。

第三條は、日本軍の撤兵のことで、戰爭狀態が終了し、治安が確立すると共に、一箇年以内に撤兵を完了することを日本側は約束してをり、國民政府は右の二箇年以内に治安を確立すべきことを保證してゐる。

第四條では、事變によつて日本國民個人の蒙つた損害の補償を民國側が約束し、一方日本側は今回の事變によつて生じた中華民國の難民の救済について、全幅的に民國側へ協力することを約束してゐる。

議定書の諒解事項

議定書の諒解事項は、主としてこの事變によつて起つた特別な状態を調整するのを眼目としてゐる。

第一は徵稅機關の調整、第二は軍管理中の工場、鎮山、商店等の中華民國側への移管、第三は合辦事業、特に資産の評価、出資の比率等に關する調整を規定し、第四に於ては、新しい日華經濟提携の原則と抵觸しない範圍

に於て、中華民國政府の對外貿易に關する自主的統制認めてゐる。第五に於ては、交通通信に關する事項であつて調整を要するものは、速かに兩國間で協議決定することを規定してゐる。

日滿華共同宣言

右の條約に續いて阿部全權、汪行政院長、咸滿洲帝國參議との間に調印された日滿華共同宣言に於ては、日華基本條約の前文と同様、東亞の新秩序建設、恒久的平和の確立に三國が相協力することを約し、三國は相互に主權と領土を尊重し、互恵を基調とする三國間の一般提携、殊に善隣友好、共同防共、經濟提携の實をあげるために必要な一切の手段を講ずることを約束してゐる。

この共同宣言によつて中華民國國民政府は滿洲帝國を承認し、また滿洲帝國は中華民國國民政府を正式に承認することになつたのである。

年末の鐵道輸送對策

鐵道省

事變動發以來鐵道の輸送は、日に日に輻輳を重ねてきましたが、車輛その他の設備や人手の増強に努めて、今日まで凌いで来ました。

最近でも、必ずしも輸送が行づまつたわけではありませんが、輸送量の増加の勢と輸送力の強化との均合がとれず、これが次第に酷くなつて、輸送力に弾力性が乏しくなつて來たことは、何と言つても否み難い事實です。従つて人の波、荷物の山がドント押しかけること、即ち客貨の波

の調節等について懇談を重ね、協議の纏つた事柄はこれを實行して來たなどはその一例であります。また貨物、荷物については殊に波動性の問題が重大な問題ですが、これについては、從來、大荷主と協調して出貨の平均輸送に努めて來たことなどがその一例です。

また最近では、貨物輸送力の弾力性の低下が甚だしくなつたことの外に、鐵道輸送の兩端で集配・積卸の作業を受持つてゐる小運送力が、燃料規正と努力不足のため、非常に懸念される状況になつたので、年末とか、年度末とかの、出貨の波動の山に當るときは、輸送上の混亂を生ずる虞れが絶対にないとはいへなく

なつて來ました。現に昨年末にも、

よつとさうした傾向の見えた例が、三ありました。一旦輸送障害が起れば、良いも悪いも一律に被害を蒙りますから、その影響は決して小さなものではありません。しかし出来るだけ出貨の波を低める手段を講じて行けば、少い施設で大きな効率を得られるわけです。今、國有鐵道のかうした輸送概説對策をすることにせまう。

乗車券の發賣制限と乗車列車の指定

職員その他で運輸上に支障があることを認めるときは、乗車券の發賣を制限し又は乗車列車を指定します。

目によつて乗車券の發賣に著るし相違のある例として、昨年末の上野驛と大阪驛の乗車券の發賣枚数を

掲げてみませう。

	上野驛	大阪驛
十一月二十一日迄	二九、二五七	三、四四五
十一月二十二日迄	三三、〇八〇	三、〇三三
十一月二十三日迄	三八、三〇一	三、〇七五
十一月二十四日迄	四一、五七三	三、九七五
十一月二十五日迄	四一、六九六	三、四二〇
十一月二十六日迄	三九、八六八	三、四二六
十一月二十七日迄	三九、八九〇	三、五〇七
十一月二十八日迄	三九、五八五	三、六六五
十一月二十九日迄	四六、二五四	三、九一六
十一月三十日迄	五四、二四六	五、六七〇
十一月三十一日迄	七一、七三二	六、〇三三

このやうに、目によつて、著るしい相違がありますので、折角乗車券を手に入れても、汽車に乗り切れなかつたり、折角汽車に乗つても着驛で降りるのに一方ならぬ苦しみを感じたりしなければならなくなるので、かうしたことは、延いては鐵道事故の原因ともなるので、職員その他で運輸上支障があると認めるとき

は、隨時、乗車券の發賣を制限することにしました。入場券の發賣も制限します。

また汽車が混むと言つても、列車によつては混んでゐないものもあり、發着驛の時間の都合で旅客が片寄るので混むのです。東海道線の急行の列車について一番乗客の多いと思はれる沼津附近の通過情況を、つて見ますと、昨年の実績では、年中の平均月と見られる十月の一日平均の乗車率は、定員數に對して、下り七九%、上り八二%です。立錫の餘地もない」等と形容されることもあり、一日中を平均して見れば、こんな状態ですから、乗車列車を適當に指定すれば、樂な旅行が出来るわけです。

團體旅行の事前承認

團體割引の廢止、率の變更

三十人以上が一團となつて同一行程の旅をするときは、輸送調整の必要からして、事前に承認を受けなければ乗車することができなくなり、若し事前に承認を受けなければ乗車してゐると、最寄驛に下車させられ、輸送上支障のないことが見極められた後漸く乗車船の承認が與へられることとなります。また、團體割引は原則として廢止し、旅行目的を證した上で適切妥當な割引率を決定します。團體割引率や、割引適用期間等は輸送上の都合を見て、その都度、驛に掲示されます。但し、青年團、在郷軍人、學生生徒の大會、その他の會合に參集する者

に對する割引は、時局下集團訓練の重要性に鑑み、團體旅行であると否にかゝらず、従來、四百人以上二割、千人以上三割、一万人以上四割の割引であつたものを、一律に五割引としました。教員、吏員等の講習會、大會等に參集の場合は、従來百人以上三割、四百人以上五割の割引であつたのを、他の振合を考へて、一律に三割としました。

寢臺券は本人限り

近年問題になつてゐる寢臺券の發賣方法を改め、寢臺券は申込んだ本人でなければ絶対に使用出来ないやうになりました。

近來悪質の寢臺券ブローカーが、相當数の寢臺券を手に入れ、随分高額の手數料を取つて寢臺券を賣

つてゐるなどといふ弊を聞きます。そこで、寢臺券を購入しようとするに、寢臺券使用申込書を出し、これに承認を受けた後、寢臺券を使用する際、寢臺券と共に之を呈示しなければならぬこととして、悪質のブローカーを撲滅すると共に、寢臺券は申込んだ本人でなければ使用できないようにしました。

學生、職工定期には寫眞入りの身分證明書

學生定期乗車券と職工定期乗車券の所持者は、寫眞を貼附した身分證明書を携帯して乗車しなければならぬことになりました。

近年他人名義の定期乗車券使用が発見された例が、頻々と起つてゐます。當局としてはその弊害を矯め

るために、不本意ながら随時隨所で檢札を行つてゐますが、容易に根絶しがたいので、今後は學生及び職工定期券所持者は、寫眞を貼附した身分證明書を必ず携帯しなければならぬことにしました。この證明書は係員が随時提示を求めることによつてをり、これによつて將來は忌はしい過を犯す機会がないやうにしました。

配達附代金引換、宅扱着拂制度の停止

小運送能力の關係上、配達附の代金引換荷物を停止し、また現在行はれてゐる宅扱の着拂制度を停止します。

代金引換や、運賃料金の着拂は、便利な制度であります。荷物の配

達と同時に金銭を取扱ふことは、荷物の集配能力を著るしく阻害します。荷物の著るしく増加する季節には配達附の代金引換や宅扱の着拂を停止します。尤も、驛止の代金引換は取扱ひます。近頃の輸送力の逼迫は、大運送機關の側よりも寧ろ小運送機關の方に著るしいので、その緩和のために時期によつて一時停止するので。

不急不要品の受託停止

不急不要品と認められる品物、即ち贈答品や、庭石、盆栽等の受託を停止します。

荷物の最も輻輳する六大都市内に到着する、米、木炭、砂糖、マッチ、青果物等は、正常な配給機構によるときは、當然宅扱となるべきもの

であつて、小口物となるのは先づ贈答品といふやうな、時局にふさはしくないものと認められます。これ等の品が小口貨物や手小荷物に殺到しては、一般の重要な貨物や荷物の輸送を害するので、その受託を一時停止して、之を防止するので。また、庭石植木や骨董品等の不急品を年末の輸送の著るしく増加する時期に送ることを避けて、緊急の品物の輸送を確保しようといふのです。

昨年末の東京市内各驛着の貨物の數量を見ますと、一年間を通じて一ヶ月平均を一〇〇とすれば、十二月は、宅扱二二、小口扱一五〇といふやうに、小口物が著るしく増加してゐます。手小荷物に於ても、新橋運輸事務所管内各驛の取扱にかゝる

發送總個數が、昨年十二月中旬には、

一月約五萬四、五千個であつたものが、二十八日には約八萬七千個に増加してゐます。こんな時期には不急品や、虚禮に基づく贈答品等をやめて、年末年始に缺くべからざる生活必需品やその他の重要な物資の輸送を確保しなければなりません。

その他の制限

食糧車、三等客車をやめて、その代りに普通客車を増結したり、急行列車の近距離利用を制限したり、スキー持込列車を指定したり、または手小荷物の受託数或いは重量を制限する等のことを、随時実施します。

思はず、輸送なくして國防なく、輸

送なくしては生産も、消費もありません。この國家活動と國民生活の根基をなす輸送に對する方策として、

以上は餘りにも消極的な制限の方面のみであります。輸送の任に當るものとしては、健全なる國民生活の要求する輸送に對しては、何としてもその需要を充たしたいと念願してゐるのであります。併しながら輸送量の増加は最近特に著しく、國有鐵道の旅客輸送人員の指數及び對前年増加率は左のやうになつてゐます。

昭和	七年	八年	九年	十年	十一年	十二年	十三年	十四年
一〇〇	一〇八	一二七	一二六	一三六	一四八	一七二	二〇七	一九
對前年增加率%	八	九	八	七	九	一六	一九	一九

貨物、手小荷物もこれと同様に著るしく増加してゐます。勿論、これに對應して、線路、驛各種車輛等輸送施設の擴充や、現存施設の徹底的利用効率の向上を圖つてはゐますが、この著るしい増加には到底及びません。そこで、このやうな消極的な制限を實施しなければならぬのであります。輸送當事者としては、極力施設の擴充と利用率の向上を圖ります。一般國民は、不用の輸送を極力差控へて國防國家の活動と戰時體制下國民生活の健全な發達に是非とも必要な輸送を妨げないやうに、また現存施設を高度に利用するために行ふ輸送計畫の實施に一段と協力されるやうにお願ひしたいと思ひます。

船員政策の強化

— 船員に關する三總動員勅令 —

遞 信 省

支那事變の處理、大東亞共榮圈の確立といふ歴史的大事業の完遂を目ざして、高度國防國家の形成に邁進してゐる我が國において、海運がきはめて重要な役割をもつてゐることはいふまでもない。まことに、四面海をめぐらす我が國では、物資動員計畫も、生産力擴充計畫も、また軍事行動すらも、海上輸送といふことを無視しては、成立たないのである。かくの如く大事な役目をもつ海運であるから、その總力をあげて國家的使命を達せしめるためには、政府はもとより、民間においても、あらん限

りの力を盡してきた。最近における海運統制の強化も實にこの目的のために外ならない。しかしながら、海運の發展といひ、その使命遂行といひ、これが根柢をなすものは、何としても船舶を動かす人、即ち船員である。世界に誇るべき日本海運の目ざましい發達は、優秀な日本船員の働きに負ふものといつても過言でなく、また今日、日本海運に課せられた使命は、そのまゝに日本船員に負はされた使命といふべきであらう。故に政府においては、船員に關する對策には、これ



まで大いに力を注いで来たことは周知の通りである。

しかるに、事變勃發以來船員の不足が目立つてきた。それは、一般的勞務資源の不足に、加ふるに生産力擴充計畫の進捗に伴ふ船腹擴充が大きな原因になつてゐる。かくては海運界にいかなる事態をもたらすやも測り難い。そこで、政府は、早くから船員の増加策を立て、高等商船學校の別科併置、海員養成所および高等海員養成所の創設、船員職業紹介所の國營移管などにより船員の積極的な養成をはかり、また積極的な船員募集に努力する一策、臨時船舶管理法を動かし、船舶職員法による法定職員を緩和して來た。

しかし船腹の擴充と船員の増加と歩調が合はず、最近では、このまゝに放置すれば船舶の運航に支障を生ずるやもしれないほど、切迫した状態になつてきた。加ふるにいまや我が國內外的情勢は豫測を許さず、何時如何なる必要により船員の大量な不足を生ずるやも測りがたない。こゝに船員に關する根本的な對策がどうしても必要となるに至つたのである。

そこでまづ船員の給與の適正をはかつて、わが國戰時

經濟の要請である低物價政策に即應しつゝ、なほ船員に適正な給與を確保してその經濟生活を増進せしめると共に、給與の釣上によつて船員の争奪をなすやうなことがないやうに統制せねばならない。更に船員の適正な配置と移動の防止をはかり、船員の使用を最も國家の要請に副はしめるやうに統制し、更にすゝんで、將來の如何なる事態にも備へるために船員徵用法を拓いておく必要がある。これが今回國家總動員法を發動し、「船員給與統制令」「船員使用等統制令」「船員徵用法」の三勅令を制定公布した所以である。

以下各勅令につき簡単な説明を加へることにしよう。

船員給與統制令

(イ) 統制される給與の範圍

本令によつて統制される給與は、給料、手當、賞與、その他名稱の如何を問はず、船員が職務の對價として船

船所有者から受ける金銭、物その他の利益である(第二條)。船員は基本給たる給料を受けるほか、航海手當その他數十種類の手當の支給をうけ、これらがその所得を構成する。そのほか状況の異なるに従つて賞物給與を受ける場合もあるので、これらのすべてを統制の對象にしようとするのである。

(ロ) 給與の準則

船舶所有者は本令施行の際、現に存する給與の準則を選信大臣に報告することを要する(第三條一項)。船舶所有者といふのは、船舶共有の場合に船舶管理人を置いたときはその船舶管理人が、船舶貸借の場合には船舶借入人が、それ／＼船舶所有者同様の義務を負ふものである(第十四條)。また昨秋定められ、今度本令制定とともに廢止された會社職員給與臨時措置令及び賃金臨時措置令に基づき、給料手當の準則又は内規を報告したものは、更めてこれをなす必要はない(施行規則附則二項)。報告された準則が不適當と認められるときは、選信大臣はこれに變更を命ずることができる(第三條二項)。船舶

所有者が新たに給與の準則を定めんとするとき、又は既に定めた準則を變更若しくは廢止せんとするときは、選信大臣の許可を受けることが必要である(第四條)。準則を定める義務は課していないが、さうなるといふ／＼の場合に「準則によらずして給與を支給せんとするとき」として選信大臣の許可を要する面倒がある。なほ「準則によらずして給與を支給せんとするとき」には、このほか臨時の給與を支給せんとする場合や、準則はあるがこれを超えて支給せんとする場合も含むので、いづれも選信大臣の許可を要する(第五條)。

(ハ) 給與の協定

準則による給與に一步を進めたものが、協定による給與である。すなはち船舶所有者相互間に於て、或ひは船舶所有者の組合その他これに準ずるものに於て給與に關し協定をなし選信大臣の許可を受けたときは、それらの船舶所有者に對してはこの協定が準則に代る效力をもつ(第六條)。この協定が適當に利用されると極めて妙味を發揮するのであるが、一千噸以上の船主團體たる日本海

運協會、および一千噸未満の船主團體たる近海汽船同盟會はもとより、地方別の各海運組合やその聯合會等の活動がこの際とくに期待される。

協定を變更又は廢止せんとするには、選信大臣の許可を要する(第七條)ことは準則の場合と同様である。

さらに、この協定に加はらない者もこれらの統制に入れるため、選信大臣は、給與の協定を許可した場合に於て必要あるときは、協定に加はらない船舶所有者に對してもその協定によるべきことを命ずることを得る(第八條)。

また選信大臣は、積極的に、必要ありと認めるときは、船舶所有者又はその組合その他これに準ずるものに對し、給與の協定をなすべきことを命ずることができ、この命令により協定をなしたときも、ひとしく選信大臣の許可を受けねばならない(第九條)。

(二) 給與の公定

このたびは協定による給與よりもさらに一段ずいんで本令により給與を公定し得る途をひらいた。すなはち選信大臣は必要ありと認めるときは、命令の定める所に

より船員の初任給、昇給、手當、賞與その他給與に關し

定めをなすことを得る(第十條一項)。そこで給與の額その他に關しては、施行規則第八條第一項にさだめたごとく、告示を以て順次指定されることにならう。實際上賞與のごとく、性質上準則等によらざるのを不適當とする

ものは、早急にこの公定が實現されるであらう。また手當のうち、ある種類のもの例へばガソリン手當、夜荷役手當等については、割合にこの公定が容易であらう。その他選信大臣は、必要と認めるときは特定の船舶所有者に對し危険手當、遭難手當の支給に關する命令をなし得るので、この命令は告知してなされる施行規則第八條。

給與の公定は原則として、給與の準則又は協定に優先する(第十條二項)ことはいふまでもない。

(ホ) 給與の支給方法

選信大臣は必要ありと認めるときは、給與の支給方法、たとへば一部公債を以てするといふやうな方法につき必要な處分命令を發することができ(第十一條)。

(ヘ) 本令の適用範圍

本令における義務者はすべての船舶所有者であるが、その所有船舶(借入船舶を含む)の合計總噸數が五十噸未満であつて、且つその船舶(汽船)については總噸數五噸以上の船舶が五隻未満である場合には、本令第五條乃至第五條の規定、すなはち給與の準則に關する規定が適用されない(施行規則第一條)。

(ト) 所管官廳

本令に關する事務は原則として選信大臣であるが、その職權の一部は選信局長と地方長官(東京府においては警視總監)に委任されてゐる(第十五條、施行規則第十四條)。

船員使用等統制令

(イ) 船舶の乗組員數

船舶の運航要員たる船員の乗組員數については、船舶職員法に於て航行安全の見地から最低員數が法定されてゐる。しかし實際にはこれでは不十分なので、大抵の船舶では遙かに多くの船舶職員を乗組ましてゐるし、普通

海員については別段の法規は存しない。とらるべきのた

びは船員の需給統制の必要上、各船の乗組員數に統制を加へ得ることとした。すなはち選信大臣は必要ありと認めるとき船舶所有者に對し、命令の定める所により船舶の乗組員數につき必要な命令をなすことができる(第三條)。命令は場合によつてはいはゆる通商保護の見地から、乗組員の増員を命ずることもあり得るが、現在の需給状態からすれば増員制限することが多いであらう。近いうちに甲板部および機関部につき乗組員數標準を、航行區域、總噸數または公稱馬力および旅客船、非旅客船の別等によつてさだめ、これを超えて船員を船舶に乗組ませようとするときは許可を要するといふやうな方法がとられることになると思ふ。

(ロ) 豫備員の保有

豫備員は當然船員に特有の制度たる豫備員にも及び、選信大臣は船舶所有者又はその組合その他これに準ずるものに對し、豫備員たる船員の保有に關し必要な命令を發する(第三條)。

ただし船員は相當の長期間に互に一貫的な海上勞務に服するのであるから、休養のため上陸することが必要であり、その際交養要員たる豫備船員がゐなければならぬ。たゞ昨今は船員を必要場合すぐ雇へない状況であるため、これに備へてやゝもすれば過剰にこれを保有せんとし、船員争奪をひきおこす傾向があるので、船員の需要抑制、偏在防止策の一つとして、必要な場合にはその制限をなさんとするのである。しかし適當数の豫備員の保有といふことはまことに望ましいことであるから、場合によつては特定の船舶所有者に對しては、逆に積極的に一定の割合の豫備船員を、個々にまたは組合で保有するやうに命ずることもあらう。

(ハ) 船員の轉用

甲船主に雇傭されてゐる船員を、一定の期間を限つて、乙船主に使用せしめることを得る途がひらかれた(第四條一項)。もとより當該船員の承諾を前提條件とするけれども、國策の必要とするところに船員の十分な協力が期待されるので、船員逼迫の折柄この制度の活用に

よつて多大の妙味の發揮されることが望まれる。

この使用命令によつて船員を使用せしめる場合に於て、それに伴ふ費用の負擔に關しては、當事者間において協議すべく、協議調はず又はこれをなすことを得ないときは、逕信大臣の裁定によるべきである(第四條二項)。なほ當該船員に對する給與は、乙船主が従前の給與を斟酌してこれを支給すべく(第四條三項)、その他甲船主は當該船員の處遇に關し従來の處遇を害してはならない(施行規則第三條)。

(ニ) 船員の移動防止

統制は従來の惡弊を矯めんとする移動防止に一つの主眼をおく。何人と雖も雇傭中の一定の船員、すなはち船舶に乗り組み一月以上經過した船員に對して轉職の勧誘をなし又は他人をして勧誘をなさしめることを得ない(第五條)。これに違反して船員を雇傭した者に對しては、逕信局長がその解雇を命ずることができる(第六條)。

そのほか逕信大臣は船員の移動を防止するため必要ありと認めるときは、船舶所有者に對し船員の雇入の制限

をなすことができる。たとへば船員職業紹介所の利用を強制し、惡辣な船員周旋屋の弊害を排除せんとし、雇止雇入の公認に際しての監督と相俟つてこれを實現せんとする。また解雇の制限に關しても必要な處分命令を發することができ(第七條)。

(ホ) 卒業者の使用制限

逕信大臣の指定する船員養成施設、たとへば商船學校、海員養成所、無線電信講習所のごとき施設の課程修了者である船舶職員および無線通信士を雇傭契約に基づいて使用しようとする者は、その使用員數につき逕信大臣の認可を要する(第八條)。思ふに、船員の適正配置は、すでに海員として活動中の者だけでなく、そのフレッシュマンをも規正しなければ、遺憾なきを期し難いからである。

船員徵用令

(イ) 船員徵用の意義

船員の徵用とは、國家權力に基づき一定の者を船舶の

運航といふ總動員業務に強制的に従事せしめることを内容とする行政處分である。いかなる船舶の運航かといふと、差當つて總噸數五百噸以上の船舶とされてゐる(施行規則第一條)。

(ロ) 徵用權の發動

徵用は特別の事由ある場合、たとへば軍機に關するとか、或ひは事態緊急を要するとかの場合の外は、船員職業紹介所の職業紹介、その他募集の方法により所要の人員を得られない場合でなければこれを行ふことが出来ない(第二條)。

(ハ) 本令の對象

徵用は船員職業能力申告令第二條に掲げる者に對して行はれるが、その中醫療關係者職業能力申告令により申告をなすべき者を除外する(第一條)。第二條に掲げる者とは船員法第一條に規定する船員、すなはち一定の日本船舶に現に乗組中の船員、海技免狀を有する者、定船員養成施設の課程修了者にして修了後三年を経過しないもの、および該期間内に船員法の船員として船舶に乗り組み

最後の雇止の公認後三年を経過しないもの、船員法第一條に規定する船員として一年以上船舶に乗組んだ者で最後の雇止の公認後三年を経過しないもの四者である。

(二) 徴用の機関

徴用および徴用の解除は選信大臣が行ふ(第四條)。出頭要求書、徴用令書、出頭変更令書、徴用取消令書、徴用変更令書および徴用解除令書は選信大臣においてこれを發する。尤も徴用に關する事務の一部を選信局長に行はしめることを得るから(第二十二條)、出頭要求書は主として選信局長をしてこれを發せしめる管である(施行規則第四條)。船員に對するこれらの措置は全國的な限でみる要があり、従來における船員職業能力申告令に關する事務も中央に集中されてゐるから、そこで一元的に取扱ふことになつたものである。

(ホ) 徴用の手續

船員の徴用は、徴用による船員の配置を必要とする船舶所有者の請求又は申請があつた場合に於て、選信大臣が徴用の必要ありと認めるときにこれを行ふ(第四條、第五條)。徴用は徴用令書が徴用せらるべき者に交付され

たときにその效力を發生する。選信大臣は、徴用の適否その他を判定するため、徴用せらるべき者に出頭を求めることが出来る(第八條)。

(ヘ) 被徴用者の處遇

被徴用者は、國家總動員法第四條の規定に基づき、國家權力により總動員業務たる船舶の運航に従事せしめられるものであるが、その際に官廳所有船舶に乗組んだ者は、當該官廳の長の指揮を受け、一般民間の船舶に乗組んだ者は、その船舶所有者の指示に従ふべきものとされる(第十四條)。

被徴用者に對する給與は、その者が配置された船舶所有者においてこれを支給するのであつて、その給與額は被徴用者の乗船、履歴、技能、職務、航路および航路區域の狀況等に應じ、且つ従前の収入を斟酌してこれを決定する(第十五條一項)。その他給與に關し必要な事項は、官廳所有船舶にあつてはその所管大臣が選信大臣に協議してこれを定め、その他にあつては船舶所有者が選信大臣の認可を受けてこれを定める(第十五條二項)。いはゆる御用船は單なる備船契約に基づく船舶にすぎないから官

廳所有船ではない。

(ト) 旅費規定

徴用せらるべき者の出頭旅費、被徴用者の出頭旅費、および歸郷旅費は、それらの者が配置される船舶の船舶所有者がこれを支給する(第十六條)、それは處々に應じ日本海運協會等において立替へることになる筈である。

むすび

このやうに、このたびの三勅令は、ともにきはめて重要な目的を有する。各勅令がいづれも、國家總動員法第三十一條の規定に基づき選信大臣に報告、臨検検査の権限を與へてゐるのも、この目的の遂行のためにほかならない。報告の如きは面倒でも勵行を望む所以である。三勅令はすべて、内地はもとより朝鮮、臺灣、樺太および南洋群島においても施行され、こゝに種々な點において劃期的ともいふべきこれらの勅令の圓滿な運用によつて、船員が適正な處遇のもとに適正に配置され、各、その職場において全力をつくして國運の進展に寄與せんことを期待し、かつ確信する。

TOKYO GAZETTE

No. 6

CONTENTS

Summary of the Programme for Economic Construction Embracing Japan, Manchoukuo and China
Programme for Land Development
The 50th Anniversary of the Imperial Rescript on Education
Agriculture in China
Revisions in the Ordinance Pertaining to Control of Prices
Concerning Control of Wages

December, 1940.

週報の「東京ガゼット」十二月號
英文版

定 價 上級一部七十五錢、一ヶ月後約九割(送料別)
普及版半部三十五錢、一ヶ月後約四割(送料別)
申込所 東京市神田區三軒三丁目(資料部) 電話二六五二、二八三三
報社 日本郵政省認可 東京六五二、二八三三番

十二月五日から

百二十億貯蓄 達成運動の展開

國民貯蓄獎勵局

十二月十四日まで

十二月五日(木)から十四日(土)までの十日間に互つて「百二十億貯蓄達成運動」を全国に実施することになった。

これは、日獨伊三國條約が締結された現下の、我が國の財政經濟の運行を確保するため、百二十億貯蓄の達成が是非とも必要であるといふことを十分徹底させ、以て舉國一致、貯蓄報國の念を一層振ひ起し、強力な貯蓄の實踐によつて、本年度の目標である百二十億圓の貯蓄増加を實現して、時規の克服に邁進せんがためである。

昭和十五年度上半期(自昭和十五年四月至昭和十五年九月)貯蓄増加高調

(單位百萬圓)

期 間	郵便貯蓄 金積立 金積立	銀行預金	信託貯蓄 組合貯蓄 信託貯蓄 資金貯蓄	小計	直接有 價証券 投資	合計
昭和十五年度 第一四半期(自四月)	五三	八三	一四六	二九二	五九	三五五
第一四半期(自四月)	五七	八二	一四六	二九二	五九	三五五
第二四半期(自十月)	五七	八二	一四六	二九二	五九	三五五
上半期計	一一〇	一六五	二九二	五六七	一一八	六八五

の資金と多量の物資を要することは、こゝに改めていふまでもない。この資金の調達には、即ち本年度の貯蓄増加目標である百二十億貯蓄の達成であつて、時恰かも年末に際し、収入支出共に膨脹する際、百二十億貯蓄達成の決意を新たに、所期の貯蓄増加の達成を期さうといふのである。

本年度の貯蓄状況は どうなつてゐるか

本年度の貯蓄奨励運動は、四月以來國民の熱心な努力によつて着々成績を挙げ、その実績を眺めると、次のやうに、本年四月から九月に至る六ヶ月間の貯蓄増加高は、既に六十三億六千萬圓に上り、目標額百二十億圓の五割三分に達した。

一億國民の努力が、以上のやうに、貯蓄増加となつて實を結んでゆくことは、國家のため喜びに堪へないが、今後この状況を續けて、來年三月迄に確實に、百二十億圓の目標額を實現し得るかどうかを考へてみると、遽かに樂觀は許されない。

本年度四月から九月までの半年間の貯蓄増加の状況を見ても、その後半の各々が前半の月に比べ貯蓄増加の割合が鈍つてをり、銀行預金はこれをはつきり示してゐる。従つてこの際は幾多の困難を突破して、この貯蓄純化の勢を挽回することが必要なのであつて、これには政府の施策もさることながら、國民各自も今後大いに努力して、貯蓄の實行をして頂きたいと痛感するのである。

運動期間中は何をするか

先づ本年度の貯蓄奨励の方向を述べると、一年間の貯蓄増加の目標額を百二十億圓と豫定して、次の諸點を中心として全國民の協力を求めてゐるのである。

即ち源泉貯蓄(収入または所得の機會に、その源泉に於てその一部を天引的になるべく速かに貯蓄にふり向けること)、能力貯蓄(収入所得または資産或ひは消費の能力に應じた、最大限度の貯蓄を實行すること)、貯蓄の繼續(戦時下の貯蓄は國債消化生産力増充の資金を蓄積するのであるから、貯蓄はこれを繼續して行ふこととし、期限がきた場合には更にこれを續けること)、を根幹として、道府縣、市町村は百二

十億円を基準として個別的に貯蓄増加

目標額を定め、また會社・工場・鑛山、
商工關係諸團體、農林水産關係諸團體、
貯蓄組合に於てもこれに順應して、そ
れぞれ最大限度の目標額を設け、これ
を實現することとし、金融機關團體に
於ても、資金吸收並びに國債消化の目
標額を定めて、計画的貯蓄を實行して
ゐるのである。またこれについては貯
蓄組合を充實強化し、また紀元二千六
百年記念貯蓄の實行を期して今日に至
つたのである。

運動期間中は固より、今後も、以上の
線に副つて貯蓄奨励をするのである
が、最近の貯蓄増加の趨勢や、年末が
購買力の増加する時期であることを考
慮して、運動期間中に於ては、特に次の
項目に重點を置いて運動を進めて行き

たい。

1 本年度貯蓄増加目標額に對する
貯蓄実績の再検討

道府縣、市町村に於て、本年度の最
近までの貯蓄実績をこの際再検討し、
目標額達成に必要な方法を考へて
實施するは勿論、會社・工場・鑛山・商
工關係諸團體・農林水産關係諸團體
に於ても同様に、各個の貯蓄増加目
標額達成のために一段と努力するこ
とが必要なのである。更に全國六十
萬の貯蓄組合に於ても、貯蓄實行に
當り、その実績を基礎に貯蓄額の再
検討を行ひ、百二十億貯蓄達成のた
め積極的に工夫することが肝要であ
る。なほ金融機關團體が、それら
の貯蓄増加目標額達成のため一段と

努力することは、こゝに特に言ふま
でもない。

2 年末賞與高率貯蓄と
年末購買力吸收の徹底

年末に際しては各方面とも収入、
支出共に増加する例であるが、この
年末の増加する購買力を貯蓄に振り
向けることは、時局下特にその意義
が大きいことを強調したい。この見地
から年末賞與の高率貯蓄と、年末購
買力の吸收を徹底することが必要で
あるから、國民各自が年末における
貯蓄の實行に一層積極的になつてい
たゞきたい。政府に於ても、昭和十
三年末以來、六月・十二月の賞與支
給時期には、賞與の國債・貯蓄債券支
給運動を行つて來たのであつて、現

在まで既に相當の実績を示してゐる
のである。

今回の右の支給運動要綱を示せば
次の通りである。

昭和十五年末賞與國債支給運動要綱

- イ 對象 各官公署、銀行、會社、工
場、鑛山、各種團體等に於て、本年末
支給すべき賞與、期末手賞、臨時手
賞額等年末賞與と考へられるもの。
- ロ 支給方法 賞與支給の際その一部
を支那專賣國債、貯蓄債券又は希羅
により報國債券を以て支給すること
とし、役員、職員、勞務者の別なく
この方法によること。
- ハ 支給標準 次の標準を最低として
賞與受給者各自の、事變前に對する
賞與の増加額、資産狀況、扶養家族の

有無等に應じその率を引上げるこ
と。

賞與、期末手賞、 臨時手賞等の額	國債、貯蓄債券支 給割合
百圓以下	賞與等支給額の 一割五分
二百五十圓以下	一割五分
五百圓以下	二割
千圓以下	二割五分
五千圓以下	三割五分
五千圓を超える もの	四割五分

なほ會社組織統制令等の法令に基
き、賞與中その一部を國債等を以て
支給、保管すべき會社にあつては、
これを實行する外に、現金を以て支
給すべき分に對して、右標準を適用
することが望ましい。

なほ支給した國債、貯蓄債券（報
國債券）は直ちにこれを換價して手
放すことのないやう、證券を郵便局又

は日本勸業銀行保管等の方法（特に
無料保管制度の利用）によつて、これ
を繼續保有の途を講ずることをお勸
めする。

貯蓄目標達成は
國民の協力如何による

戦時に於ては國家の經濟力を綜合集
中して、國家總力の最高能率を發揮せ
しめねばならぬのである。國民各自の
國家に對する奉公も亦この見地から行
はれる。戦時下に必要な資金、即ち高
度國防國家建設のための巨額の費用
は、お互ひ國民の手で造り出さねばな
らないのであるから、一億國民が貯蓄
増加目標額を達成し、所要の資金を調
達することが、國民としての重大責務
であることを考へ、一段の協力を期待

するものである。

國民が貯蓄の必要性とその重要性とを十分に理解して、熱烈に協力をせられるか否かは、貯蓄奨励運動の成否に大きな関係があるといふよりは、我が國戦時經濟が円滑に運行するかどうか、更にこの事變に於て最後の勝利を得るかどうか、大東亞共榮圈の建設に成功するかどうかを決する重大な要素であることを、充分考へて貰ひたいのである。

貯蓄は先づ消費の節約から

お互ひ國民が貯蓄した資金は、國債を消化し、軍需品等の生産力擴充のための資金となり、飛行機や彈丸やその他の軍需品を造ることに役立つのである。

が、この貯蓄は反面から見ると國民各自が物を使はないで、國のため有効な方面に振向けることであるから、貯蓄はそれだけ物資を生み出すことにもなる。この點を充分心懸けて、お互ひに消費を節約して貯蓄を實行することが肝要である。また貯蓄を實行せぬといふことは、獨り戦時下の我が國に必要な資金の蓄積に支障があるばかりでなく、所要の物資を必要な方面に廻すことも難くのであるから、國民は何を措いても消費を節約し、貯蓄をするやうにしたい。

國の爲めに先づ貯蓄

以前には、貯蓄は身のため國のためと説かれた。老後のための貯蓄が、今は國への御奉公となることを知った。

今は先づ第一義的に國の爲めに貯蓄、結果として第二義的に身の爲めになることを考へて貰ひたい。従つて生活費の餘利や使ひ残りを貯へるといふのは勿論十分でない。この月はこれだけは先づ貯へて、その残りで生活しようといふ、「先づ貯蓄」といふ考へを以て、貯蓄の實行に當ることが肝要である。何故なら、百二十億圓は、國民の一年の所得の中から、優先的に貯蓄せねばならぬ金額であると考へられるから、本年度中に發行される國債約六十億圓（これは主として國防充實のために充てられる）を消化し、軍需品生産のための設備擴張資金約四十億圓を賄ひ、事變以來膨脹した民間購買力の吸収のため約二十億圓は、お互ひ國民の手でどうしてもお互ひの懐から造り出さねば

ならないのである。言ひかへれば資金を所有する人の最も有効な資金の使途は貯蓄であり、貯蓄實行は報國の念に燃えた戦時資金の蓄積であるといへよう。

特に収入の殖えた人々、餘裕のある人々に

國民が貯蓄報國の念に燃えて貯蓄を實行するとき、収入の殖えた人々、多額所得者など、餘裕のある人々は貯蓄能力の大きい人であるから、國家のこの人達に期待するところは極めて大きい。これ等の人々は従来の貯蓄の觀念から離れて、國家の重大時に際し必要な資金を供給するといふ意味をはつきり認識して、最大限度の貯蓄を實行してほしいと思ふ。國民がそれらの立場で、

全能力を發揮して國家に酬いるといふことから考へても、特に恵まれた人々の奮起を望んでやまない。

度末を以て見事目的を達するやう、國民各位が大いに貯蓄實行に拍車をかけられるやうお願ひする。

むすび

皇運の進展に寄與すべく、一億民が一體となつて上下一心勸む秋が来た今日、貯蓄に於ても、新たな元氣と新たな構想の下に、これを計画的に、意志的に、行ふ風を作りたいものである。かくて百二十億貯蓄を達成するため、本運動期間を起點として、來年三月の年

寫眞	第百四十六號
週報	十二月四日號

○表紙—百二十億貯蓄 あと一息の總がより
 ○榎原・諏訪神域の完工
 ○日獨伊の新しい弟 ハンガリー
 ○東京高等商船學校創立六十五周年記念祭
 ○法隆寺壁畫のお化粧
 ○西園寺公望公壽去す
 ○年末年始の贈答品が津浪のやうに國策輸送を吞まうとしてある
 ○土の道場—農業増産報國推進隊員の訓練
 ○曠野に收穫の秋—滿洲國

讀物頁

- ▽はなとくしドイツの外交
- ▽大東亞共榮圈の第一歩へ
- ▽學生生活の新聞
- ▽公益優先の意味
- ▽面目一新のルーニア
- ▽百二十億貯蓄は婦人の力で上
- ▽ガスの上手を使ひ方(上)
- ▽健康その他

支那事變の現況

陸軍省情報部

敗戦に次ぐに敗戦を以てし氣息奄々として死期に至るを待ちつゝある蔣介石は、今なほその面目にこだはり、あてどなき抗戦を続けてゐる。支那事變既に三年半、この間世界の情勢は激變した。即ち支那を搾取しつゝあつた英帝國は今も没落の運命を辿り、日獨伊等新興國家の新秩序建設の理想は歩一歩と建設せられてゐる。舊秩序の崩壊と新秩序の擡頭は、正に天の命であるといふべきである。今こそ東亞民族は東亞に歸らなければならぬ。しかるに東亞の一角一隅に今なほ天の命に逆いて無意義な戦ひを敢へて続けつゝある蔣介石を憐れといふべきである。「日獨伊三國同盟締結により日本と英米とは衝突すべく、そんなことになれば勿怪の幸ひ、和平はもう暫し待たう。好い日和が來るかも知れない」といふのが彼の今の心境であらう。

先にわが軍は佛印に進駐し、授蔣ルートの本根を絶ち切つたので、このルートは通路に位置する南寧に兵力を置く必要がなくなりこれを撤収して他の方面に轉用した。南寧撤退は、これだけの明白な意味のものでしかないのに、蔣側は「日軍南寧撤退、是レ勝利到來ノ徵兆、抗戦建國ノ目的ヲ達成スルハ今日ヲ措イテ他ニナシ」などと稱し、これによつて士氣の擡揚に努めてゐるといふ憐れな有様である。しかるに事實は、皇軍の佛印進駐以來、佛印にあつた蔣介石側の夥しい滯貨は悉くわが方に接收又は抑留された。これによつて蔣側はいよゝく物資の缺乏を來し、困難を極めてゐることは、今回「査禁日貨條例」即ち日貨の奥地流入を極力防止する政策を改め、占領地物資の吸收工作に轉換し、先に日貨取扱者を漢奸として嚴罰に處してゐたの

が、今では却つてこれを奨励するといつたやうな變更を餘儀なくせしめられたことによつても明らかである。

漢水方面の戦況

一方獅子身中の蟲ともいふべき共産黨、共産軍は、専ら擴大工作を進め、今やその勢ひ全支に侵潤せんとしてゐるが、これ亦蔣介石にとつての悩みの種と見え、各戦區にこれを防止對策についての指令を盛んにやつてゐる。共産軍は去る八月、いはゆる百ヶ團大戰を呼號して華北全正面に相當大規模の襲撃を實施して以來、わが軍の各方面、殊に山西地區方面に對する絶えざる肅清作戰によつて、秘かに設けてゐた根據地も徹底的な打撃を受けてゐる現況である。

の戦況を概観しよう。

かく見て來たならば蔣介石を繞る四圍の情勢は正に四面楚歌である。民衆は勿論、明ある者はすべて和平の到來を冀求してやまない。この嚴然たる事實に眼を蓋ひ、天命に逆らひ東亞の新秩序建設を阻害しつゝあることは、寔に慨歎に堪へぬところである。正にこれ日滿兩國並びに新生支那三國にとつて道義の敵である。皇軍は今後と雖も抗日勢力の潰滅のため、更に奮闘努力を期してゐるのである。

本年夏わが軍が宜昌を占領して以來、宜昌附近に集結しつゝあつた約百ヶ師に餘る敵軍は、その補給路を切斷されたこととなり、こゝに已むなく兵力を湖南、湖北の兩地區に分散せしめつゝあつた。その中李宗仁麾下第五戦區約三十ヶ師のものは、概して襄東、襄西地區の北部山中に退き、「冬期總反攻宜昌奪還」をモットーとしてひたすら部隊の整備訓練に努め最近漸くその再編を終へたるもの如く蠢動を開始する徵があつた。わが軍は、敵の機先を制しその蠢動を封殺するに決し、嚴寒迫る十一月中旬以來作戰行動を開始し、漢水東西地區の敵を擊破、前進中である。わが軍は概ね隨縣、安陸、荊門、當陽、宜昌の線より一齊に攻撃前進を開始した。この戦場に於て既に數回に互り皇軍の威武を體驗せしめられた敵は、わが軍の進撃の前に早くも潰亂四散しつゝある。わが陸海航空部隊は敵の後方地區の爆撃を實施し、取敵の捕捉に協力しつゝある。

規 格 一 統 一 せ る
書 物 と 紙
(日 本 標 準 規 格 の 話)

去る十一月七日の官報で「用紙規格規則」といふものが公布され、來年の正月からは雑誌とか帳面あるひはレターペーパーなども、規格以外の大きさのものを作つてはならないことになりました。このことは私どもの日常生活

活にも極めて密接な関係のあることですから、この規則の出たのを機会に、書物や紙の標準規格について簡単に説明することにしましょう。

なぜ規格が必要か
まづ、なぜ標準規格が必要かといひますと、書物や用紙類の大きさが大小長短まち／＼のものですと、整理したり保存したりするのに非常に不便です。日本中の会社や銀行、あるひは役所などで使ふ用紙が、てん／＼ばら／＼のものですと、事務の能率がいかに低下するかは、すぐ想像できることと思ひます。これらの書類や用紙などが、一定の規格のものに統一されたなら、日本全體としてどれだけ事務の能率を増進することができるか計り知れません。また一方、紙や本を作る側からいつ

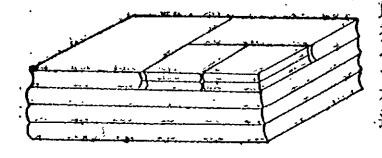
ても、製品が單純化されれば、同種のものを作ることができやすから、自然生産能率を増進して値段も安いものができます。

標準規格はどうなつてゐるか
さてそれでは、その標準規格といふのはどんな風になつてゐるか、それを次に説明してみませう。
この線の「週報」の裏表紙の下の方

規格	A	B
0	841×1183	1030×1450
1	594×841	728×1030
2	420×594	519×728
3	297×420	364×519
4	210×297	257×364
5	148×210	182×257
6	105×148	128×182
7	74×105	91×128
8	52×74	64×91
9	37×52	45×64
10	26×37	32×45
11	18×26	22×32
12	13×18	16×22

御覽になりますと、「本書の大きさは國定規格A6判」と書いてありますが、これはA列5番の大きさといふことです。規格にはA列とB列の二つの系統があり、その寸法は右にかゝれた表のやうになつてをります。A列の方は、ドイツ、スウェーデン、ベルギー、オランダなどメートル法を採用してゐる國々に広く用ひられ、B列の方は、わが國獨特のものです。さてこの規格の寸法についてみますと、たとへばA列についていへば、A0判が一番大きくて、その半分がA1判、ま

たその半分がA2判といふやうにだんだん半分づゝの大きさになつてをります。ですから、寫眞週報(A4)の上は週報(A6)を横に二冊並べてのせてみますと、ちやうど同じ大きさになつてゐるのが分るでせう。かういふ風に、一般上の大きさは、その下の大きさの二倍といふところに、規格判の便利などところがあるのです。ですから、大小種々のものを取揃へて荷造りするときは、下の圖のやうにまとまりよくいくわけです。



次にこの規格の形は、すべて一定の矩形になつてゐますが、これはいつたどんな性質の矩形か、以下少し調べてみませう。
まづその横と縦の比は16:11となつてゐます。入りたいM11です。これはA、B兩列を通じ、どの番號のものもみんなさうなつてゐます。この形は、わが國で講利矩形といはれ、見た眼に非常にいい感じを興へる形です。16:11の矩形などといふと、何だか外國の模倣のやうに考へる人もあるかもしれませんが、實はこれはわが國で昔から好んで用ひられてゐた寸法に戻つただけのことなのです。わが國では古くから、書籍の大きさは大工の持つ指金(前尺)を使つて、横は表尺で計り、縦は裏尺で計り、共に同寸法にするといふのが通則だつたのです。横が

表尺の五寸なら縦は裏尺の五寸といふわけでは、これは、表尺よりも裏尺の方が伸びてをり、表の目盛が1ならば裏の目盛は1.25ぐらゐになつてをりますから、書物の横縦の比が、ちやうど先に申し上げた「く」の寸法になつてゐたのです。

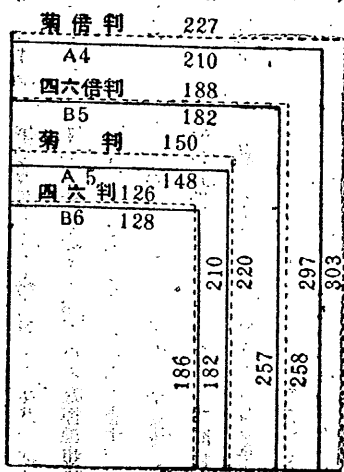
ところが明治になつて、西洋流の印刷製本の方式を無暗に取り入れたので、今の菊判の書籍のやうな、細長くて黄金割(黄金分割)に類するものが行はれるやうになつたのです。それを規正して、わが國の古來の寸法に合せてゆかうといふのがこの標準規格なのです。せむとも日本全國に普及させたいものだと思ひます。

従来の寸法との比較

ではこの標準規格と、従来の書籍の

寸法の比較はどうなつてゐるかお申しますと、左にかゝけた表を御覧になれば分りますやうに、A5判は菊判に極めて近く、A4判は菊判にほぼ近いといふやうに、A列のものは大體菊判の型に似てゐます。従つてA6は菊半判に近いわけですね。それから、B列の方で申しますとB6判は四六判に、B5判は四六倍判に近くなつてゐます。

こゝで注意しなければならぬ點は、いづれも規格判の方が従来のものより少しづつ、小型になつてゐるといふことです。いままで古い型で出てる雑誌などを、この規格判のものに直して出すと、そこで非常な紙の經濟になつてくるのです。しかも書籍の内容



としては、少しも變りなく記事を入れることが出来るのは勿論です。その例は國定教科書で、これは元來菊判であつたのを數年前から改めてA5判にしたのですが、少しも不便を感じてをりません。さて、こゝで問題となるのは、何でも標準規格とするために紙の餘計な部分をやたらに裁ち落しては、かへつて無駄ではないかといふことで

す。しかし、今度公布された規則では、この點にも意を用ひ、その第一條で原紙の寸法をもちやんと規定してゐます。つまり、紙を抄くときに、A列用のものとか、B列用のものとして抄くやうに、原紙の規格を規定してゐるのです。ですから、裁ち屑として再生される部分は、ほんの僅かで済むやうに出来てゐます。(右の表参照)

主たる用途	寸法mm	公差mm
A列用紙	630×860	+6
B列用紙	770×1090	+6

原紙の寸法

つまり、いままでのやうに原紙を勝手氣儘に裁断して本を作るのではなく、A列かB列かの木を作るために、それに適合した原紙を抄くのですから無駄は少しも出てこないやうになります。

規格は國策への協力
さて以上申し上げましたやうに、この

標準規格といふものは、事務上の能率をあげるといふことや、戦時下の重要資源である紙を節約するといふ點で、戦時國策への重大な協力をするわけでありませぬ。

いままでも、この「週報」だとか、あるひは「寫眞週報」、「官報」など、政府から出してゐる出版物は、殆んどすべてこの規格判になつてゐますが、いよいよ來春からは、この規則によつて書簡用

規格による事務用紙の仕上寸法例

品名	A0	A1	A2	A3	A4	A5	A6	B6	B5	B4	B3	B2	B1
1. 書簡用紙													
2. 封筒用紙													
3. 簿記帳													
4. ノートブック													
5. 株券													
6. 國庫券													
7. 保証証券													
8. 商品切手													
9. 郵便(ハガキ)													
10. 領收證													
11. 當座小切手													
12. 貯蓄手帳													
13. 計算用紙													
14. 契約用紙													
15. 見積書													
16. 封筒													
17. 郵便													
18. 技術報告用紙													
19. 命令用紙													
20. 表紙													
21. 免状													
22. 圖書用紙													
23. 方眼紙													
24. 透寫紙													
25. 製圖用紙													

三國同盟の發展

外務省情報部

△一V

去る二十日、ハンガリーの加盟によつて強化された日獨伊三國同盟は、さらに續いてルーマニア及びスロヴァキアの参加によつて、飛躍的な發展を遂げ、こゝに獨伊の長期戦に備へるバルカン工作は、着々と成功を示し、歐洲新秩序建設に向つてさらに巨大な一歩を進めたものと見られてゐる。

即ち、ルーマニアのアントネスコ首相はストルーザ外相を帯同して、二十二日ベルリンに到着したが、同日零時半、總統官邸に於て我が來栖大使を始め、リップントロップ獨外相及びブッチ伊大使の三國代表列席の下に、ルーマニアの三國同盟参加に關する議定書が調印されたのであつた。

右議定書は、先に調印されたハンガリー國参加の議定書と同様な内容(週報前號「ドイツの外交攻勢(參照)を有するもので、調印と同時に即日效力を發することになつた。

また、スロヴァキアのツカ首相は二十三日、ベルリンに到着し、翌二十四日、前日と同様總統官邸に於て議定書が調印された。

なほ、スロヴァキアの同盟加入の議定書の内容は左の如くである。

第一條 スロヴァキアは一九四〇年九月二十七日ベルリンに於て日獨伊三國間に調印せられた三國同盟に加入する。

第二條 三國同盟條約第四條に規定された共同技術委員會がスロヴァキアに關係ある問題を討議する場合にはスロヴァキア代表も右委員會に参加する。

第三條 三國同盟條約正文を本議定書に附加する。議定書は日獨伊及びスロヴァキア語を以て作成され何れも正文と見做し、議定書は調印の日より效力を發生する。

△二V

かくの如く、ハンガリーに次いでルーマニア及びスロヴァキア等の各國が三國同盟に参加するに至つたことは、世界新秩序の建設と正義に立脚した永久平和の確立を目標とする日獨伊三國の大理想實現に向つての努力が、着々とその放果を擧げつゝあることを示すものとして、誠に欣快に堪へないところであるが、ルーマニアのアントネスコ首相は、三國同盟加入議定書に調印の後、左の如き挨拶を行つたのである。

「茲に三國同盟加入議定書に調印を終つたことは、ルーマニア國民のみならず、戦争の慘禍より立ち上らんとする歐洲諸國民にとつても歴史的軍大性を持つものであることを、余はよく知つてゐる。過去二十年間の恒久的平和機構なるものは、空虚な觀念と國際會議の常套語の上に

築き上げられ、政治的地理的事實を無視してゐたが故に、全く無力に終始してしまつたのである。しかしながら、現在の奴隸制度を打破し、各國がその勢力圏内に於ける各國民の繁榮と平和を確立すべき哲學的、政治的、人種的、經濟的、地理的基礎の上に立つ新しい世界的新組織がこれに代るべきである。而して日獨伊三國同盟こそ、實にこの歐洲並びに世界再建の最も有效な機關である。

二億五千萬の國民を包含する日獨伊の三國はしつかりと手を握つて、より正しいより秩序ある世界の建設に邁進しつゝあるのである。ルーマニアは確乎たる信念を以て、この世界再建の重大事業に加つたのである。これはドイツのナチズムとイタリアのファシズムと不可分のルーマニア國民義勇兵を自由意思によつて復活せる必然の結果で、ルーマニア國民は三國同盟への加入によつて歐洲の新秩序に参加したのである。」

またスロヴァキアのツカ首相も同盟加入議定書の調印後、左の如き聲明を發表した。

「我等スロヴァキア國民にとつて三國同盟加入は極め

て重大なる意義を有するものである。我等はこれによつて三國同盟で堅く結ばれた偉大なる國家群の中に正式に加へられることとなつた。同盟諸國の目ざす所は新たなる、且つよりよき秩序を創造し、戦火の擴大を防ぎ正義に基づき恒久的平和を建設して全民族に對しその生活圈内に於ける權利を保障せんとするものである。我等スロヴァキア國民は、永年に互にその死活的權利のために戦つて來ただけに、特にこの崇高なる目的の意義を高く評價するものである。スロヴァキア國民は一年前武器を手にして獨軍將士と共に戦つたが、今や同盟加入により三國同盟の原則を採用せんとするものであることを、事實によつて證明するの機を得た。今日この時に於て我等は永年牢獄の憂目を忍び、我が國民が鮮血を流して努力してきたものを文書として作成することを得た。余はこの偉大なる瞬間に於て、スロヴァキア國民の感謝の意を、大ドイツ國民に、イタリア並びに日本の勝利に輝く軍隊及びよき友人達に對して傳へ得ることを欣快とする。

ヒトラー總統及びその輝ける盟邦萬歳！

し、今やドイツ軍の保障の下に歐洲新秩序建設の重要な役割を分擔することとなつたのである。

またスロヴァキアは、前回の歐洲大戰に於てチェコ・スロヴァキア共和國として創設された新興國の一部をなしてゐたのであつたが、昨年三月十四日チェッコと分離して獨立を宣言し、同時にドイツの保護國として存続することになつたことは、未だ世人の記憶に新たなところであらう。

スロヴァキアは人口約二百八十萬、面積は約四萬八千三百平方哩を有し、農業牧畜を主としてゐる。ドイツの保護下にあるといつても、國際的には相當重要な地位を有し、去る十月に創設されたドナウ河新管理委員会にもハンガリーやルーマニアと共に一員として参加して、さらに今後は同盟に加入して歐洲新秩序の建設に協力することとなつたのである。

△四▽

かくの如く、三國同盟は、ハンガリー、ルーマニア及びスロヴァキアの参加によつて、歐洲に於ける新秩序は、獨伊を中心としてハンガリー、スロヴァキア、ルーマニアを

△三▽

ルーマニアは、前回の大戰に於て英佛聯合側に加はり、大戰後一千九百六十萬の人口と二十九萬平方哩の領土とを有するバルカンの大國となつたのであつたが、昨年、今次大戰の勃發に當つては、英佛側が保障を與へる等、いはゆるドイツ包圍陣の一翼たらしめることに努力してゐたのであつたが、大戰勃發以來、ドイツの攻勢により、漸次英佛側を離れ、獨伊樞軸への接近を示し、殊に最近に於てソ聯邦にベッサラビアを割讓したのを始めとして、トランシルヴァニアをハンガリーに、またドブルジャをブルガリアに割讓した結果、人口に於ても領土に於ても從來の半ば以下に縮小されるに至つたことは周知の如くであるが、しかし、石油その他の重要資源を有してをり、バルカンに於ける重要な地位を保つてゐる。

去る九月の政變によつて國王カール二世陛下が退位せられ、アントネスコ將軍統率の下に新興ルーマニアを建設すべく、從來の英佛依存の政策を清算して、親獨政策を堅持

繋ぐ北海より黒海に至る線に延長擴大され、歐洲大陸の中央部を縱斷する強固な基礎を形成するに至つたのであるが、同時にこれ等の加盟三國によつて、東亞に於ける共榮圈の確立に對する我が日本の指導的立場が確認支持されることとなり、こゝに亞歐大陸に於ける新秩序建設の意義はいよいよ重大となつたのである。

しかも、バルカンに於ては、イタリアとギリシャとの間には戦争状態にあり、トルコ、ブルガリア等の動向が注目されてゐる折から、この三國の同盟参加は、今後の情勢に大きな影響を與へるものと見られてゐる。

イタリアの政治評論家アンサルド氏が、「獨伊兩國の要益するところは、歐洲のあらゆる國が獨伊に與し、且つ日本及びソ聯邦を樞軸に結びつける新らしい外交態勢を創ることであり、かゝる態勢の下に於てこそ、始めて英帝國の崩壞を目ざす諸國の歐亞聯合が可能となるであらう」と指摘してゐることは、極めて深長なる意味を有するものであり、今や、三國同盟の發展は、その方向に對して目ざましき躍進を續けてゐるのである。

露光量違いにより重複撮影

文部省推薦圖書

一冊目

◇現代支那史(小竹文夫著) 著者は東亞同文書院で現代支那史を講じてゐるので、かゝる書を著すには最も適当な人物である。内容は中華民國成立以後の支那の歴史の敘述で、極めて要領よく明快な調子で筆をこつてゐる。而も最後に、支那で出版された参考文献も掲げてあるので、現代支那に關する知識を一般國民に與へるものとして、最も簡明な優秀なものとして廣くお奨めしたい。(小竹文夫著、定價五〇錢、發行神田區露光堂、昭和十四年四月、發行部東京三三九〇九番)

◇亞細亞史概説(守屋美都雄編) 本書は歴史學叢書の亞細亞研究篇の一冊で、編者守屋氏を始め東大東洋史料出身四氏の共同執筆にかゝるもの。内容は泰の統一より明の滅亡に至る迄の支那を中心とした約千九百年間の亞細亞の歴史である。従來の同種の書と異なり、その冒頭に「亞細亞の概観」なる章を設けてあり、又多くの圖版を挿入し、最近の學界の研究をも取入れてあり、且つ参考文献、アジア民族興亡表及び研究資料をも附してある。殊に敘述に熱があり、平易であつて、一般人の支那に對する歴史的認識を深めるために是非推薦したい。(守屋美都雄編、定價二四〇錢、發行神田區露光堂、昭和十四年四月、發行部東京三三九〇九番)

◇青年の心理(牛島義友著) 本書は、單なる外國の學者の學說紹介に陥ることなく、獨自の觀點から青年の全生活を見直して、そこから青年の心理を捉へたもの。第一篇序論では青年期研究の方法論を述べ、精神構造のメタモルフォーゼの問題から主観と客観との展開關係を取上げ、かゝる精神發展過程を生活辨證法と名づけ、この生活辨證法を指導概念として青年期研究を進める。第二編では自我意識を考察し、その發生、昂揚、分化、實現の問題を取上げられ、こゝで、反抗、感情の現象、藝術、宗教、哲學、科學等の理念の發達、職業の問題が詳述される。第三編では社會意識の再出として少年期に完成した社會性が崩壊して孤立化する現象を取上げ、次に新しく出發し直した社會性は自己と共鳴する他の精神を追求するが、このエロスの精神の問題とし、最後にその完成された姿としての社會生活、即ち結婚、政治生活に進み行く過程を考へる。本書は青年教育指導者向として、好適である。(牛島義友著、定價二四〇錢、發行神田區露光堂、昭和十四年四月、發行部東京三三九〇九番)

昭和十五年十二月四日印刷發行	週報	一部	五錢(送料別)	定	申	込	所	御	注	意
編輯部	東京市神田區	印刷部	東京市神田區	發行部	東京市神田區	東京市神田區	東京市神田區	東京市神田區	東京市神田區	東京市神田區
電話九ノ角三五一九	電話九ノ角三五一九	電話九ノ角三五一九	電話九ノ角三五一九	電話九ノ角三五一九	電話九ノ角三五一九	電話九ノ角三五一九	電話九ノ角三五一九	電話九ノ角三五一九	電話九ノ角三五一九	電話九ノ角三五一九

明るく照けて電力二割節約する二重コイル線巻電球



★護れ興亞の兵の家

最高標準の良質電球

新マツダランプ

東京芝浦電氣株式會社 マツダ支社

明るく點けて電力を節約する二重コイル線電球



二重コイルの特長
電球の頭部に明るさを何燭光(C)消費電力何ワット(W)と二重標示してありますから明るさの選定と消費電力の選定が一日で解ります

★護れ興亞の兵の家

最高標準の良質電球

東京芝浦電気株式会社 マツダ支社

新マツダランプ

露光量違いにより重複撮影

現代支那史(小竹文子著) 著者は東亞同文書院で現代支那史を講じてゐるので、かゝる書を著すには最も適當な人物である。内容は中華民國成立以後の支那の歴史の敘述で、極めて明瞭よく明快な調子で筆をなすつてゐる。而して最後に、支那で出版された參考文獻も掲げてゐるので、現代支那史に關する知識が一般國民に與へるものとして、最も簡明な優秀なものとして高くおぼしめたい。(小竹文子著、現代支那史、發行所同文書院)

亞細亞史概説(中世編) 本書は歴史學界の亞細亞研究の一冊で、編者守屋氏を始め東洋史科出身四氏の共同執筆にかゝるもの。内容は泰の統一より明の滅亡に至る迄の支那を中心とした約千九百年間の亞細亞の歴史である。従来の同種の書と異なり、その目頭に「亞細亞の概観なる章を添けてあり、又多くの圖表を挿入し、最近の學界の研究をも取入れてあり、且つ參考文獻、アジア民族の表及び研究資料をも附してある。殊に敘述に對する歴史的認識を深めるために是非推展した。 (西谷啓四郎著、定価二圓五〇錢、發行所同文書院)

青年の心理(牛島義友著) 本書は、單なる外國の學者の學說紹介に陥ることなく、獨自の觀察から青年の全生活を見直して、そこから青年の心理を捉へたもの。第一篇序論では青年期研究の方法論を述べ、精神構造のメタモルフォーズの問題から主観と客観との展開關係を取上げ、かゝる精神發展過程を生活論法と名づけ、この生活論法を指導概念として青年期研究を進める。第二編では自我意識を考察し、その發生、昂揚、分化、實現の問題を取上げられ、こゝで、反抗、感情の現象、教育、習性、科學、職業の理念の發達、職業の問題が詳述される。第三編では社會意識の再出として少年期に完成した社會性が崩壊して孤立化する現象を取上げ、次に若らしく出發し直した社會性は自己と共鳴する他の精神を追求するが、このエロスの精神が問題とし、最後に結核、政治生活に進み行く過程を考へる。本書は青年教育指導者向として好適である。(牛島義友著、定価二圓八〇錢、發行所同文書院)

御注意	申込所	定價	週報
▲本誌より特約の場合には必ず「週報」発行費より「週報」の旨を明記し、且つ右種郵便を内附郵便物に同封願ひを仰ぎます。 ▲本誌記事の採録は必ずしも正確に記述してあるものと見做してはならず、且つ下掲の「週報」の採録も同様にお知らせ下さい。 ▲本誌を他へお送りの場合には必ず「週報」を同封願ひを仰ぎます。 ▲本誌へ廣告掲載の際は内附印刷局へ	内閣印刷局發行課 電話九ノ内三五一九 振替東京一九〇〇〇〇 全国各地省報販賣所 東都書籍株式會社 東京市神田區橋本一ノ三 振替東京九三九〇〇〇 各書店・驛賣店	一部 五錢(送料別) ▲本誌定額購読の方は一部五錢(送料別)に併せて送料十錢の別金を以て前金を送へば大宜い場合其の都度送料は金より別送本を要しませぬ	昭和十五年十二月四日印刷發行 印刷部 内閣情報部 印刷部 東京市御台 九ノ内三ノ十二番地 印刷局 内閣印刷局 發行所 東京市御台區大手町

週

報

昭和十五年十一月廿四日

第...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

大藏省・逓信省
 郵便局出心
 十二月二十三日



内閣印刷局發行

大藏省・逓信省

判 A5 格規定國はさき大の書本